

寒川町介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(介護認定審査会の委員の定数)</p>	<p>(介護認定審査会の委員の定数)</p>
<p>第2条 寒川町介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、<u>13人</u>とする。</p>	<p>第2条 寒川町介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、<u>5人以内</u>とする。</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>(保険料の徴収猶予)</p>	<p>(保険料の徴収猶予)</p>
<p>第13条 (略)</p>	<p>第13条 (略)</p>
<p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p>	<p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、<u>住所及び個人番号</u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p>(保険料の減免)</p>	<p>(保険料の減免)</p>
<p>第14条 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p>
<p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p>	<p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、<u>住所及び個人番号</u></p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年4月1日から施行する。